

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年１１月２７日

富山市長 藤井 裕久

記

１．協議の場を設けた区域の範囲

山田地域 山田地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和６年１１月２６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	１８経営体
・認定農業者数	５経営体 (うち法人 ３経営体)
・認定新規就農者	３経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	１０経営体
・準担い手	０経営体

４．地域農業の将来のあり方

認定農業者や集落営農組織の経営強化を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受けたり耕作放棄地を解消することで、規模拡大を図り生産性を向上させるとともに付加価値を高めるために有機・減農薬米栽培に取り組む。また、米やソバなどの土地利用型作物に加え、野菜、花、果樹などの複合化や６次産業化により所得を向上させる。

５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。